

## 科学捜査研究所鑑定等処理要領の制定について（通達）

最終改正 令和6.3.8 例規務第3号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

刑事裁判における客観的証拠に基づいた分かりやすい立証の観点から、適正かつ効率的な鑑定の推進を図るため、科学捜査研究所鑑定等処理要領を下記のように定め、平成22年1月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

なお、法医学、理化学及び文書関係資料の取扱いについて（昭和52.1.5：2京科捜第1号）の例規通達は、廃止する。

### 記

#### 科学捜査研究所鑑定等処理要領

##### 1 趣旨

この要領は、犯罪捜査に関して鑑定を必要とする資料の採取及び取扱い、鑑定嘱託、現場科学検査班の運用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

##### 2 資料の採取及び取扱い

資料の採取に当たっては、被疑者の特定、犯罪の立証等に必要な資料の発見、収集等に努めるとともに、次に掲げる事項に留意してその証拠価値の保全を徹底しなければならない。

###### (1) 客観性のある資料の採取

関係者の立会い、写真撮影、実況見分（検証）調書の作成等の措置を講じて、資料の位置、状態及び採取の経過を明らかにし、客観性のある資料を採取すること。

###### (2) 破損等の防止

清潔な用具を用い、かつ、適切な方法によって採取し、清潔な容器に収納して、資料の破損、変形、変質、揮発、汚染等を防ぐこと。

###### (3) 混同の防止

別個に収納し、採取番号、採取日時、採取場所及び採取者の氏名を明示するなどして、資料を混同させないこと。

##### 3 鑑定嘱託

犯罪捜査を主管する警察本部（サイバー対策本部を含む。）の所属の長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、採取した資料の中から真に犯罪捜査に必要なもの（以下「鑑定資料」という。）を精選し、立証のために最適な鑑定事項を検討の上、次に掲げるところにより、鑑定嘱託を行うものとする。

###### (1) 科学捜査研究所に対する鑑定嘱託

科学捜査研究所長（以下「所長」という。）に対する鑑定の嘱託は、鑑定資料に鑑定嘱託書（別記様式第1号）（ポリグラフ検査については、ポリグラフ鑑定嘱託書（別記様式第2号））を添えて、科学捜査研究所に直接持参するものとする。

なお、やむを得ず、逋送その他の方法により鑑定を嘱託する場合は、鑑定資料の外装、容器等につき細心の注意を払うこと。

###### (2) 他機関に対する鑑定嘱託

警察庁科学警察研究所その他の機関に対する鑑定の嘱託は、別に定める場合を除き、あら

はじめ、所長と協議するものとする。

#### 4 鑑定の実施

(1) 所長は、鑑定の嘱託があったときは、別に定める鑑定資料受処理簿に、受理した鑑定嘱託書の内容その他必要事項を記入し、鑑定嘱託の受理の経緯を明らかにした上で、速やかに鑑定を行うものとする。

(2) 所長は、鑑定の経過又は結果が判明したときは、これを鑑定資料受処理簿に記入し、鑑定の実施状況を明らかにした上で、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第192条第1項の規定により鑑定書を作成し、鑑定の経過又は結果を通知するものとする。

なお、犯罪捜査の結果、犯罪に起因しないことが明らかとなったとき又は警察署長等が鑑定書の作成を必要としないときは、口頭によって行うことができるものとする。

#### 5 鑑定処分許可状の発付等

警察署長等は、被疑者又は関係人の採血若しくは創傷検診、資料の破壊、消費、汚損、分解その他刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第168条第1項に規定する処分（以下「破壊等」と総称する。）を行うに当たって必要があるときは、刑事訴訟法に基づく鑑定処分許可状、身体検査令状等の発付を受け、鑑定処分許可状については鑑定人に交付すること。ただし、破壊等を伴う鑑定資料について所有権放棄書（司法警察職員捜査書類基本書式例様式第36号）を徴している場合又は鑑定に必要な破壊等の方法、部位及び程度を明示して、当該資料の処分権を有している者から当該資料の破壊等の承諾を受けている場合であって、事後に紛議の生じることが予想されないときは、この限りでない。

#### 6 現場科学検査班の運用

(1) 警察署長等は、犯罪捜査のため必要があるときは、所長に対し、事件名、出動の日時及び場所、事件の概要等を通報して、現場科学検査班の出動を要請することができる。

(2) 前記6の(1)の規定により要請を受けた所長は、現場における科学的検査及び専門的な技術指導のために現場科学検査班の出動を必要と認めるときは、事件の規模及び態様に応じて、専門的な技術及び知識を有する科学捜査研究所員で構成する現場科学検査班を編成し、出動させるものとする。

#### 7 専決

この要領に定める警察署長等の事務のうち、専決として行わせることができるものについては、別に定める。ただし、異例に属する事務及び疑義がある事務については、この限りでない。

#### 8 その他

この要領に定めるもののほか、細部事項については、科学捜査研究所長が別に定める。

別記

様式第1号

# 鑑 定 嘱 託 書

第 号  
年 月 日

科学捜査研究所長 殿

長 印

次のとおり鑑定を嘱託します。

事 件 名		
鑑 定 資 料 の 名 称 及 び 数 量		
鑑 定 事 項		
当 該 鑑 定 に 参 考 と な る べ き 事 項	犯罪の年月日時	
	犯 罪 の 場 所	
	被害者の住居、 氏名、性別及び 生 年 月 日	
	被疑者の住居、 氏名、性別及び 生 年 月 日	
	鑑 定 資 料 の 採 取 年 月 日 及 び 採 取 時 の 状 態	
	事 件 の 概 要 そ の 他 参 考 事 項	

ポリグラフ鑑定嘱託書

第 号  
年 月 日

科学捜査研究所長 殿

長 印

次のとおり鑑定を嘱託します。

事 件 名		
被検査者の住居、 氏名、性別及び 生 年 月 日		
鑑 定 事 項		
当 該 鑑 定 に 参 考 と な る べ き 事 項	犯罪の年月日時	
	犯 罪 の 場 所	
	被害者の住居、 氏名、性別及び 生 年 月 日	
	事 件 の 概 要 その他参考事項	